定期監査の結果に関する報告について (平成25年度第2回)

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

監査は、勝山信監査委員、井戸川員三監査委員、廣瀬義積前監査委員が実施しました。

平成26年6月25日

四街道市監査委員勝山信同井戸川員三同阿部治夫

平 成 25 年 度

監査報告書

(第 2 回)

定期監査

環 境 経 済 部 都 市 部 教育委員会教育部

四街道市監査委員

1 監査の範囲

平成25年4月1日から平成25年10月31日までに執行された財務に 関する事務の執行等

2 監査の対象

環境経済部、都市部、教育委員会教育部の各課及び出先機関

3 監査の実施期間

平成25年11月29日から平成26年1月29日

4 監査の方法

監査にあたっては、主に予算の執行状況及び財産の管理状況について、事前 提出を求めた資料及び提示のあった関係書類を審査するほか、質問事項等によ り関係職員から事情を聴取した。

5 監査の結果

全体的検討事項

1 補助金について

補助金については、四街道市「補助金交付に関する基準」が平成23年4月から適用され、補助の必要性や効果の検証等が行われているところであるが、この基準の趣旨を踏まえ、交付年度及び交付期間の終了時における検証及び見直しを実施することで、更なる適正性の確保に努められたい。

2 時間外勤務の削減について

時間外勤務については、これまでも削減を検討するよう求めてきたところではあるが、依然として時間外勤務が恒常化している部署が見られる。総務部長通知において時間外勤務の上限を原則として年間360時間(一年度)、月45時間と設定しているが、その上限を超えている職員も見受けられた。長時間にわたる時間外勤務を継続することは疲労を蓄積させ、心身の健康に支障を来す恐れがあり、公務能率や行政サービスの低下を招くことにも繋

がりかねないため、事業の進捗状況や制度改正等による業務量の増減等を把

握し、適正な職員配置を行い、引き続き時間外勤務の削減に努められたい。

3 業務処理方法の承継について

上記全体的検討事項の2にも関連するが、人事異動は組織の活性化及び人材育成等を図るため必要であるが、その一方で人事異動により時間外勤務が増加しているケースが見受けられるため、業務処理方法の承継が効率的に行われるよう検討するとともに、業務内容の見直し及び簡素化を図られたい。

個別留意事項

【教育部】

・スポーツ振興課

予定価格の設定に当たっては、国の通知に則った運用を図られたい。

【都市部】

• 道路管理課

道路等の老朽化に対応ができるように、修繕計画の策定を検討されたい。